



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 人事委員会事項

- 沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則及び市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 8
- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 沖縄県人事委員会非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程…………… 10

## 人 事 委 員 会 事 項

沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則及び市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県人事委員会  
委員長 仲 吉 朝 信

### 沖縄県人事委員会規則第 8 号

沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則及び市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

**第 1 条** 沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 11 号を次のように改める。

(1) 地方公共団体から委託された公平委員会の事務の処理に関すること。

(市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

**第 2 条** 市町村等の管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。)第 52 条第 4 項の規定

に基づき、法第7条第4項の規定により沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）の法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

第3条中「任命権者」を「地方公共団体の長又は管理者」に改める。

別表中「市町村等」を「地方公共団体」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

---

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第9号**

**職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第34条中「第1号」の次に「又は第3号」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 前項第2号に該当する臨時的任用が、職員の産前休暇、産後休暇、病気休暇又は介護休暇に伴う当該職員の代替業務に従事する職への任用に係るものであるときは、同項の人事委員会の承認があつたものとみなす。
- 3 任命権者は、第1項第1号若しくは第3号又は前項の規定により人事委員会の承認があつたものとみなされた臨時的任用の状況について、6か月ごとに人事委員会に報告するものとする。
- 4 任命権者が第1項第3号の提示の請求を行なおうとする場合において、人事委員会に臨時的任用を行なう職に係る任用候補者名簿がないことが明らかなきときは、当該提示の請求を省略することができる。

第35条を次のように改める。

（臨時的任用の期間の更新）

**第35条** 臨時的任用の期間は、6月をこえない期間で更新することができる。この場合において、人事委員会の承認があつたものとみなす。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

---

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第10号**

**給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則**

給料表の適用範囲に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、特別支援学校又は看護学校」を「又は特別支援学校」に改め、「、教務班の班長（看護学校に勤務するものに限る。）」を削る。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

---

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第11号**

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように

改正する。

別表第1の教育職給料表(2)級別標準職務表中

2	級	1 高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 看護学校の看護教諭の職務 3 困難な業務を行う高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
特 2	級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
3	級	1 高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務 2 看護学校の班長の職務
4	級	1 高等学校又は特別支援学校の校長の職務 2 看護学校の校長の職務

を

2	級	1 高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
特 2	級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
3	級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
4	級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

に改める。

別表第2の教育職給料表(2)級別資格基準表中

教 諭	大 学 卒					
養 護 教 諭			0			
栄 養 教 諭	短 大 卒		2.5			
看 護 教 諭		0	2.5			

を

教 諭	大 学 卒					
養 護 教 諭			0			
栄 養 教 諭	短 大 卒		2.5			
		0	2.5			

に改め、別表第2の医療職給料

表(2)級別資格基準表中

				5	3	4	別に定	
--	--	--	--	---	---	---	-----	--

薬 劑 師	大 学 卒		0	5	8	12	める	を

薬 劑 師	大 学 6 卒		0	2	3	4	別に定 める	に改める。
薬 劑 師	大 学 卒		0	5	3	4	別に定 める	

別表第3の1の項中

(二) 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の 修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認め る学歴免許等の資格
(三) 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しく は歯学に関する学科（同法第85条ただ し書に規定する学部以外の教育研究上 の基本となる組織を置く場合における 相当の組織を含む。以下同じ。）又は 獣医学に関する学科（修業年限6年の ものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認め る学歴免許等の資格

を

(二) 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の 修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認め る学歴免許等の資格
(三) 専門職学 位課程修 了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門 職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認め る学歴免許等の資格
(四) 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しく は歯学に関する学科（同法第85条ただ し書に規定する学部以外の教育研究上 の基本となる組織を置く場合における 相当の組織を含む。以下同じ。）又は 薬学若しくは獣医学に関する学科（修 業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認め る学歴免許等の資格

に、「(四) 大学専攻科卒」を「(五) 大

学専攻科卒」に、「(五) 大学4卒」を「(六) 大学4卒」に改める。

別表第5中 「

修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
--------	-----	------	------	------	------

」を

「

修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年

」に改める。

別表第6の教育職給料表(1)初任給基準表中

「

助 手	修士課程修了 大学6卒	1級13号給
-----	----------------	--------

」を

「

助 手	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1級13号給
-----	-----------------------------	--------

」に改め、別表第6の教育職給料

表(2)初任給基準表中 「

教 養 栄 賞 看	護 養 護	教 教 教	論 論 論	修士課程修了	2級13号給
				大 学 卒	2級1号給
				短 大 卒	1級11号給

」を

「

教 養 栄 賞 看	護 養 護	教 教 教	論 論 論	修士課程修了	2級13号給
				専門職学位課程修了	
				大 学 卒	2級1号給
				短 大 卒	1級11号給

」に改め、別表第6の教育職給料

表(3)初任給基準表中 「

教 養 栄 賞 看	護 養 護	教 教 教	論 論 論	修士課程修了	2級25号給

」を

「

教 養 栄 賞 看	護 養 護	教 教 教	論 論 論	修士課程修了	2級25号給
				専門職学位課程修了	

」に改め、別表第6の研究職給料

表初任給基準表中 「

そ の 他	修士課程修了 大学6卒	2級13号給

」を

「

そ の 他	修士課程修了 専門職学位課程修了	2級13号給

」に改め、同表の備考中「修士課

大 学 6 卒

程修了大学6卒」を「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」に改め、別表第6の医療職給料表(2)初任

給基準表中 「薬 剤 師 大 学 卒 2 級 1 号 給」を

薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 15 号 給
	大 学 4 卒	2 級 1 号 給

に、「2級13号給」を「2級15

号給」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 別表第2の医療職給料表(2)級別資格基準表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第12号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表3種の項中「下水道管理事務所の所長 中城港湾建設事務所の所長」を「下水道管理事務所の所長」に、「若夏学院の院長 県立浦添看護学校の校長」を「若夏学院の院長」に改め、同表4種の項中「跡地対策監 水資源対策監」を「跡地対策監」に、「協同組合検査監 畜産環境対策監」を「協同組合検査監」に、「行政情報センター室長」を「行政情報センター室長 保育対策室長」に、「出納管理総括新石垣空港用地対策総括」を「出納管理総括」に改め、別表第3項の表3種の項中「県立埋蔵文化財センターの所長 県立青少年の家」の所長」を「県立埋蔵文化財センターの所長」に改め、同表4種の項中「特別支援教育監 健康体育監」を「特別支援教育監」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第13号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「第6号及び第8号」を「第5号及び第7号」に改め、同号を同項第9号とし、同条第2項第1号中「第8号」を「第7号」に改め、同項第2号中「第9号及び第10号」を「第8号及び第9号」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第14号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育職給料表(2)の項中「、主幹教諭及び看護学校の班長」を「及び主幹教諭」に、「、栄養教諭及び看護教諭」を「及び栄養教諭」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第15号**

**特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**

特勤勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第2号中「（前項第1号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

別表中	「	宮古島市平良字 字久貝	伊良部大橋建設現場事務所	3	を
	」	宮古島市平良字 東仲宗根添	宮古青少年の家		

「	宮古島市平良字 久貝	伊良部大橋建設現場事務所	3	に、
---	---------------	--------------	---	----

「	石垣市字登野城	八重山農業用ダム管理所（名蔵ダム） 県立図書館八重山分館		を
---	---------	---------------------------------	--	---

「	石垣市字登野城	八重山農業用ダム管理所（名蔵ダム）		に、
---	---------	-------------------	--	----

「	石垣市字新川 石垣市新栄町	石垣青少年の家 八重山警察署新川交番		を
---	------------------	-----------------------	--	---

「	石垣市新栄町	八重山警察署新川交番		に改める。
---	--------	------------	--	-------

**附 則**

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第16号**

**給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則**

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 沖縄水産高等学校の項を削る。

**附 則**

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第17号**

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「跡地対策監 水資源対策監」を「跡地対策監」に、「協同組合検査監 畜産環境対策監」を「協同組合検査監」に、「行政情報センター長」を「行政情報センター長 保育対策室長」に、

自動車税事務所	所長 総務班の班長
海洋深層水研究所	所長
畜産研究センター	所長 企画管理班の班長
農業研究センター	所長 総務企画総括 作物環境総括 総務管理班の班長 研究企画班の班長 支所長 業務班の班長
森林資源研究センター	所長 企画管理班の班長
水産海洋研究センター	所長 企画管理班の班長 船長 支所長
工業技術センター	所長 企画管理班の班長

を

自動車税事務所	所長 総務班の班長
---------	-----------

に、

看護大学	学長 学部長 学生部長 附属図書館長 事務局長 総務課長
浦添看護学校	校長

を

看護大学	学長 学部長 学生部長 附属図書館長 事務局長 総務課長
------	---------------------------------

に、

児童相談所	所長 保護班の班長 自立支援班の班長（コザ児童 相談所の自立支援班の班長に限る。） 分室長
-------	--

を

児童相談所	所長 保護班の班長 分室長
-------	---------------

に、

農林水産振興センター	所長 課長 副参事 人事又は服務担当の主幹
------------	-----------------------

を



農林水産振興センター	所長 課長 副参事 人事又は服務担当の主幹
農業研究センター	所長 総務企画総括 作物環境総括 総務管理班の班長 研究企画班の班長 支所長 業務班の班長
畜産研究センター	所長 企画管理班の班長
森林資源研究センター	所長 企画管理班の班長
水産海洋研究センター	所長 企画管理班の班長 船長 支所長
海洋深層水研究所	所長

に、

大阪事務所	所長
-------	----

を

大阪事務所	所長
工業技術センター	所長 企画管理班の班長

に、

下水道管理事務所	所長 庶務班の班長
中城湾港建設事務所	所長 管理班の班長

を

下水道管理事務所	所長 庶務班の班長
----------	-----------

に、「所長 新石垣空港用地

総括」を「所長」に改め、同表教育庁の項中「特別支援教育監 健康体育監」を「特別支援教育監」に、「館長 副参事 分館長」を「館長 副参事」に、

埋蔵文化財センター	所長
青少年の家	所長

を

埋蔵文化財センター	所長
-----------	----

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 条例第2条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める団体は、別表第3に掲げる団体とする。第5条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第1中 「財団法人おきなわ女性財団  
財団法人沖縄科学技術振興センター  
財団法人沖縄県水源基金  
公益財団法人沖縄県文化振興会」  
を 「公益財団法人沖縄科学技術振興センター  
財団法人沖縄県水源基金  
財団法人おきなわ女性財団」

「財団法人沖縄県畜産振興基金公社」を「財団法人沖縄県畜産振興公社」に、  
「社団法人沖縄県漁港漁場協会  
財団法人沖縄県産業振興公社  
財団法人沖縄観光コンベンションビューロー  
財団法人雇用開発推進機構」  
を 「一般社団法人沖縄県漁港漁場協会  
公益財団法人沖縄県産業振興公社  
財団法人雇用開発推進機構  
財団法人沖縄観光コンベンションビューロー  
公益財団法人沖縄県文化振興会」

「財団法人国立劇場おきなわ運営財団」を「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団」に、「財団法人沖縄県体育協会」を「公益財団法人沖縄県体育協会」に改める。

別表第2中「社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会」を「学校法人沖縄科学技術大学院大学学園  
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会」に、「沖  
縄県農業共済組合連合会」を「沖縄県農業共済組合」に、「日本下水道事業団  
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園」を「日本  
下水道事業団」に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

**別表第3（第2条関係）**

公益社団法人地域医療振興協会

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**沖縄県人事委員会訓令第1号**

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程**

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）及び非常勤職員の給与に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第28号）に規定する非常勤職員の身分、任用、給与その他の勤務条件については、非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の規定の例による。

**附 則**

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
---	---